

熊本保健科学大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

熊本保健科学大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、熊本保健科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的は、大学学則及び大学院学則に明記し、各学科・専攻の人材育成像についても学則上に明記している。また、これらの基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の「四綱領」として学内各所に掲示し、教職員、学生の身近なスローガンとして共有化されており、ホームページ等により学内外へ広く周知している。

各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針は、それぞれの教育目標に沿って適切に明示されている。

開学以来、一貫して保健医療分野に特化した人材育成を行っており、大学の使命・目的と整合性のある教育研究組織となっている。また、4年ごとに策定される「中期計画・中期目標」をもとに、社会の変化に対応した教育が展開されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学生募集要項等に明示しており、同ポリシーに基づく多様な入学者選抜を実施し、適正な学生数を確保している。

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき、体系的に編成されており、学修支援については、スモールグループ担任制を中心に、「Webポータルシステム」やGPA(Grade Point Average)を活用し、きめ細かな指導・助言を行う体制が整備されている。また、ディプロマポリシーを明示し、単位認定や進級等は、規定に基づき、厳正な運用が行われている。

就職支援は、「就職支援センター」を中心に、全学的な取組みがなされており、各種国家資格試験の合格率は高い水準にある。

教育目的の達成状況の点検・評価・改善については、「学生の意識調査」及び「授業改善アンケート」を中心に行われており、アンケート結果に基づく全教員の授業改善計画等を、「学内用電子掲示板」を通じて全教職員、学生に開示している。

教員数及び校地・校舎は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、学生の自由に活用できるスペースの確保等、教育環境の整備にも十分な配慮がなされている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の経営は、法令及び寄附行為等の諸規定に基づき理事会を中心に適切に行われており、規律と誠実性が維持されている。

大学の運営は、大学全体の管理に係る審議を行う「大学運営協議会」を核として、「教授会」「学術研究会議」が機能分担をしながら適切に行われている。また、事業計画や予算の策定に際しては、教授会や各種の委員会の議論を通して、教職員の意見がくみ上げられる

仕組みを整えている。

財務運営は4年間をサイクルとする中期経営計画に基づき行われており、収支バランスの取れた財務状況となっている。また、会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」等の学内諸規定に基づき適切に行われており、監査は、監査法人による会計監査、監事による監査のほか、監事と公認会計士の意見交換を行うなどの連携体制を整備している。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に「中期計画・中期目標」に沿って行われており、毎年度「自己点検・評価委員会による点検評価」と「学内組織別年次計画及び年次報告書による点検評価」を組合わせて、現状確認と自己評価が行われている。

また、これらの結果をもとに前年度の改善・向上策の実現度を査定し、次年度につなげるなど、PDCAサイクルが機能する仕組みを構築している。

自己点検・評価のためのデータは、学内諸会議の資料や各種調査及び公的機関の調査データを使用し、エビデンスに基づく透明性の高いものとなっている。また、データの収集、調査、分析を一元化するため「IR推進室」を設置しており、自己点検・評価の結果は、「学内用電子掲示板」、ホームページなどで学内外に開示している。

総じて、大学は、開学以来掲げた使命・目的に基づき、大学運営の仕組みや教育研究組織を構築しており、基本理念に沿った教育が適切に展開され、医療系の各種国家資格試験においても確かな実績を示している。また、これらを支える財務内容や管理運営も適切であり、自己点検・評価に基づき、常に改善・向上に努めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の使命・目的は、大学学則及び大学院学則に明記し、これを基本理念として各学科・専攻の人材育成像を学則上にも簡潔な表現で明示している。

平成21(2009)年には、基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の「四綱領」として

標語化し、学内各棟の玄関壁面に掲示し、教職員、学生に常に身近なスローガンとして定着させている。また、平成 25(2013)年には、建学の精神や使命・目的、基本理念等を踏まえ、大学のミッションを「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する。」と具体的で明確に文章化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

開学以来、一貫して「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」という建学の精神のもと、保健医療分野に特化した人材育成を行っており、使命・目的及び教育目的を大学の個性・特色として社会に明示している。

また、この使命・目的及び教育目的は、法令に基づく教育活動として具体化されており、4年ごとに策定される「中期目標・中期計画」を基本として年度ごとの事業計画を立て、社会の変化に対応した教育が展開されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的、教育理念等は、教授会の議を経て、大学運営協議会で検討整理し、最終的に理事会で審議・決定されており、役員や教職員の理解と支持を得ている。

また、これらの大学の使命・目的、教育理念等は、学則上に規定するとともに、大学案内、学生便覧、ホームページ等に掲載し、学内外への周知を図っている。

「中期計画・中期目標」は、大学の使命・目的、教育理念に沿って策定されており、各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針は、それぞれの教育目標に沿って明示されている。また、全ての開講科目について、カリキュラムポリシー等との関係を対比表として整理し、学生に提示している。

教育研究組織は、保健科学部、これを基礎とした大学院及び助産別科並びに二つの認定

看護師教育課程が設置されており、大学の使命・目的に沿ったものとなっている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め、大学の基本理念とともに学生募集要項、入試ガイド、大学案内及びホームページに掲載し、受験生に明示している。

入試の実施に当たっては、入学試験委員会が中心となって面接試験に係る研修会を実施するほか、「面接試験マニュアル」「入試トラブル対処マニュアル」等を作成し、入試の円滑な実施に努めている。

指定校推薦入試、一般推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試など、アドミッションポリシーに基づく選考基準の異なる多様な入学者選抜を行っており、各学科とも、入学定員及び収容定員に沿った学生確保ができています。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき、各学科の特色や国家資格試験の受験資格に配慮し、体系的に編成されている。また、履修登録単位数は、全学科とも適切に単位の上限を設けている。

1 年次の共通科目として、将来の医療種連携に結びつけることを意図した学科交流型の「基礎セミナー」を開設し、平成 26(2014)年度からは、全学科共通の選択科目として、文部科学省の「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」に対応した「災害時における保健医療」を開講するなど、教育課程の特色化にも努めている。

平成 25(2013)年度からは、「Web ポータルシステム」の「レポートオプション」により課題提示とレポート提出ができるようになった。また、「e-ラーニングシステム」の拡充整備に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援は、スモールグループ担任制を中心として、学生の出席状況や成績の把握をもとに、きめ細かい指導・助言を行っており、さらにオフィスアワーの設定、「学修相談室(スタディ・サポート・カフェ)」の開設、修学上特別な支援・配慮を要する学生のための「障害学生支援室」を設置するなど、さまざまな学修支援上の取組みがなされている。

また、「スチューデント・アシスタント(SA)に関する規程」に基づき、SA(Student Assistant)による授業支援を実施しているほか、先輩学生による学修・生活支援として、ピア・サポート制度を導入している。

学生の意見や要望は「FD 推進委員会」が実施する「FD アンケート」により定期的にくみ上げているほか、学生の団体である学友会が設置する「目安箱」により、学修支援の改善に結びつけられている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業までに身につける力をディプロマポリシーとして明示し、単位の認定、進級、卒業要件等については、「学修規程」に定め、厳正に運用している。

また、定期試験等の成績開示後に、「不服申立て」期間を設け、成績評価を慎重に行っており、セメスターごとの GPA の結果を学修指導や生活指導に活用するとともに、原級に留め置かれることが決定した学生については、教員、保護者、学生による三者面談を実施し、今後の対応を確認するシステムを導入している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育については、1 年次から正課外でキャリアデザイン教育を実施するとともに、キャリアモデルの紹介や自己 PR 講座などを行っている。

学生の就職支援については、専門的資格を持つ専従職員を配置した「就職支援センター」を設置し、就職委員会と協働しながら、学科・学年別の「キャリア支援スケジュール」を作成、実施するとともに、大学独自の「就職活動応援マニュアル」を作成するなど、充実に努めている。また、進学についても、専門分野の担当教員、共通教育センター教員、学務課が密接に連携して支援に当たっている。

各種国家試験への支援としては、「国家試験対策委員会」と各学科・専攻のワーキンググループが連携し、年間計画のもと、模擬試験の実施や補習授業の企画などを行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善については、「FD 推進委員会」が実施する「学生の意識調査」及び「授業改善アンケート」を中心に行っている。

このうち「授業改善アンケート」では、全教員にアンケート結果に対するコメント、授業改善計画、学生へのメッセージの提出を義務付けており、その結果は、自由記述を除き「学内用電子掲示板」を通じて全教職員、学生に開示している。

平成 21(2009)年度には、就職先へのアンケート及び聞き取り調査を実施しており、卒業生の評価や病院等が大学にどのような人材を求めているか等の情報を把握し、大学の教育に反映している。

また、「授業改善アンケート」などから得られた情報は、教育内容の改善のため、シラバスの項目である「一般目標(GIO(General Instructional Objectives))」「個別到達目標」「成績評価方法」に反映させている。

【優れた点】

○授業改善アンケート結果を各教員にフィードバックするだけでなく、結果に対する教員のコメントや授業改善計画を「学内用電子掲示板」により開示している点は高く評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生への経済的支援については、大学独自の給付型「熊保大奨学制度」のほか、大学の設立母体である一般財団法人化学及血清療法研究所からの経済支援として「化血研奨学金制度」が運用されている。

クラブ活動の支援のため、後援会費から「クラブ活動助成金」が支給されている。

学生の健康・生活相談等は、スモールグループの担任教員、学生相談室、ハラスメント相談窓口、保健室等の組織がさまざまな角度から支援を行っており、ハラスメント対策は、大学独自のハラスメント防止リーフレットを作成し、意識向上に努めている。

学生生活に関する要望や意見をくみ上げる仕組みとして、「学長直行便」及び学生の団体である学友会による「目安箱」が設けられており、寄せられた要望や意見は、学友会から学生委員会へ伝えられ、必要な対策が講じられている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部・学科等及び大学院の配置教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な専任教員数の基準を満たしており、関係する学校養成所指定規則の教員資格に関する条件も満たしている。

教員の採用、昇任は、「教員人事委員会規程」及び「教員選考及び昇任に関する規程」に従い行われている。また、教員の人事評価は、「教員人事評定制度規程」に基づき行われており、評定結果は、定期昇給の判定や昇級審査に反映されている。

教育の資質・能力の向上のためのFD研修会は、「FD推進委員会」が企画し、全教員の参加を原則として、年2回程度開催されている。

教養教育の企画・運営のため「共通教育センター」が設置されており、各学科の教員が分担実施する「基礎セミナー」の企画やリメディアル教育の企画・実施等を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地及び校舎面積は、設置基準を上回っており、校舎は、いずれも耐震基準を満たし、車椅子での受講が可能なスペース、段差等のバリアフリーにも配慮している。

各校舎の随所に学生が自由に活用できる多目的空間を設定し、自主学修や学生間の交流に活用されている。また、「Web ポータルシステム」によって、学生は自宅からでも履修登録や成績確認ができ、各種の連絡や非常災害時等の緊急連絡にも活用されている。

図書館は、学生の学修に必要な図書とスペースを確保している。

施設設備は環境施設管理課が管理し、専門的な保守点検は業者委託により万全を期している。また、防災計画に基づいて火元責任者を指定するとともに、毎年度、学生・教職員合同の消防及び防災訓練を実施している。

授業受講者数は、SA の活用や時間割の工夫により規模の適正化を図っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学の経営は、法令、寄附行為及びその他関連諸規定に基づき適切に行われており、経営の規律と誠実性は維持されている。また、4年ごとに「中期計画・中期目標」を策定し、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に取り組む体制が確立されている。

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、「感染予防及び危険防止マニュアル」「ハラスメント防止ガイドライン」「個人情報保護方針」「非常変災に対する運用マニュアル」等

を整備し、周知するとともに、全教職員を対象としたセミナー等を適時、開催している。

教育情報、財務情報は、学校教育法施行規則に定める全ての項目について、ホームページ、広報誌等で公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として位置付けられ、適切に運営されている。また、理事長は、法人を代表し、業務を総理している。

理事の選任についても寄附行為の定めに従って適切に選任されており、理事の理事会への出席率は高い。

なお、平成 25(2013)年度からは、法人として、より機動的で戦略的な意思決定が行えるよう「学内理事懇談会」を設置し、体制の整備を図っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則に基づき、大学の管理運営に係る審議を行う「大学運営協議会」、学部・大学院の教育に係る審議を行う「教授会」及び「研究科委員会」、学術研究に係る審議を行う「学術研究会議」を設け、それぞれの組織上の位置付けを明確にし、適切に機能させている。

学長は、大学の全般的かつ最終的な意思決定機関である「大学運営協議会」の議長として大学の全部局の長を束ねるとともに、副学長、学術研究部長等の指名権を有しており、大学の意思決定と業務執行においてリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

大学の管理運営の中核組織である「大学運営協議会」の構成員は、教学部門の委員と法人部門の委員で構成され、各部門間のコミュニケーションによる意思決定が円滑にできるよう整備されている。また、各種の委員会には、原則として事務部門選出の委員枠があり、管理部門と教学部門間の連携可能な体制となっている。さらに、「大学運営協議会」や「教授会」等の主要会議の議事録を「学内用電子掲示板」で全教職員に公開することにより、情報の共有化を図っている。

監事及び評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。監事は、法人業務及び財産状況について監査を実施する等、ガバナンスは適切に機能している。

事業計画や予算の策定においては、理事長、学長のリーダーシップのもと、教授会や各種委員会を通じて教職員の意見をくみ上げる仕組みも整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行については、「組織運営規程」「事務分掌規程」等を整備し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制となっており、適切に機能している。

「中期目標・中期計画」をもとに各課の事業計画を立案し、事業報告において執行状況を確認するとともに、理事長が事務部門の業務執行状況を把握する機会として、年 4 回、事務部門管理職と理事長との報告会を開催している。

職員の職務遂行能力向上については、文部科学省などが開催する機能別研修会への参加を奨励するほか、近郊の他大学との連携による主任・管理職研修等を実施している。また、職員の資質、モラル向上のため人事評価制度を適切に運用している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務運営は、4年間をサイクルとする中期経営計画を策定し、これに基づき各年度の予算編成方針を作成、具体的な執行を行っている。また、過去5年間の帰属収支差額は、法人、大学ともにプラスで推移しており、収支のバランスが確保され、借入金はなく、内部留保も進み、安定した財務内容となっている。

外部資金の獲得は、科学研究費助成事業の獲得に向けて学内講習会を開催し、申請を奨励するなど努力をしている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及びこれに基づく「経理規程」「稟議規程」「固定資産及び物品管理規程」等の関係諸規定にのっとり適切に行われている。

また、監査は、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査と監事による監査を適切に実施しており、監事と公認会計士は、定期的に意見交換を行い、連携して監査が行われるシステムとなっている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価は、「自己点検・評価に関する規程」をもとに、「自己点検・評価委員会」を中心に、全学的な協力のもとに実施されている。

自己点検・評価システムは、「中期計画・中期目標」に基づき、学内各組織が年度ごとに事業計画書及び事業報告書により現状確認と自己評価を行い、さらに、「自己点検・評価委

員会」が「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、次年度以降につなげるシステムとしており、適切なサイクルで自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価のためのデータは、学内に開示された各会議の議事録・資料や各種公的機関の調査、学内の各種調査によるデータを使用し、エビデンスに基づく透明性の高いものとなっている。

また、平成 26(2014)年度には、データの収集、調査、分析を一元化するため「IR 推進室」を設置し、より精度の高い自己点検・評価が行われるよう体制の整備に努めている。

自己点検・評価の結果については、「学内用電子掲示板」、ホームページなどにより学内外に適切に開示している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価委員会による点検評価」と「学内組織別年次計画及び年次報告書による点検評価」を組合わせた自己点検・評価を行っている。

また、自己評価責任者による検討会を設け、前年度の改善・向上策の実現度を査定し、当該年度での改善・向上策との整合性を検討・協議するなど、PDCA サイクルが機能する仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域との連携

- A-1-① 地域との連携に関する方針の明確化
- A-1-② 地域との連携に関する具体的取組み

A-2 地域との協働活動

A-2-① 教育資源（物的・人的資源）の地域への提供

A-2-② 関連施設（大学・病院・地域）との協働による地域連携活動への取組体制の強化

A-3 地域への情報発信

A-3-① 公開講座等による社会への知の還元

【概評】

地域連携を推進するため、平成 22(2010)年度に「地域連携委員会」を設置し、年間活動計画を立て、健康福祉関連分野での連携、地域団体との連携、ボランティア活動とその支援活動等、保健医療系大学として、市のイベント等に健康チェックや健康増進プログラム等のブースを設けるなど、専門性を生かしたさまざまな活動を展開している。

最寄り駅の清掃活動は、学生、教職員、JR 九州の職員が参加して、平成 23(2011)年度以降毎月継続して実施されており、この活動による貢献が認められ、平成 26(2014)年 3 月には、快速列車の停車駅になり、近隣の住民の利便性向上につながる等、地域からの信頼度も高い。

大学の施設は、大学の専門領域に係る専門団体を始め、官公庁等の会合、研修会等の利用に積極的に提供している。また、大学教員による市民対象の出前講座や各種研修会の講師などの専門性を生かした社会活動を展開している。

医療関係の地域連携活動として、大学と熊本機能病院、崇城大学との 3 機関で構成する「MUSASHI 会」を立上げ、市民向けの健康に関するイベントを毎年開催しており、平成 25(2013)年には、県内の高等教育機関等と行政、経済界が連携した「大学コンソーシアム熊本」が設立され、インターンシップ連携事業や健康福祉の増進活動等のさまざまな活動に協力している。

